

【取扱い厳重注意】

平成23年10月21日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 松林 聡

平成23年10月18日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

経済産業省 原子力安全・保安院 原子力災害対策監
森山 善範

2 聴取日時

平成23年10月18日午後6時25分から同日午後10時05分まで
(休憩なし。)

3 聴取場所

東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館9階
東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局 第一聴聞室

4 聴取者

参事官補佐 松本 朗
主 査 松林 聡

5 ICレコーダーによる録音の有無等

- あり
 なし

第2 聴取内容

原子力安全・保安院による津波対応について
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

【経歴】

平成12年頃 資源エネルギー庁 広域事業部 原子力発電安全管理課
原子力発電運転管理室長

平成13年1月6日 原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が設置される。

平成13年1月頃 資源エネルギー庁 電力ガス事業部 技術室・熱供給産業室長

平成14年7月 高压ガス保安協会 総合企画部長

平成16年7月 関東経済産業局 資源エネルギー環境部長

平成18年7月 保安院 原子力発電安全審査課長

平成21年7月 保安院 審議官（原子力安全基盤担当）

平成22年7月 文部科学省 大臣官房審議官（研究開発局担当）

平成23年3月12日 文部科学省 大臣官房審議官（研究開発局担当）
（併）保安院

平成23年6月～ 文部科学省 大臣官房審議官（研究開発局担当）
（併）保安院 原子力災害対策監

平成23年3月12日に保安院との併任となり、同月16日から統合本部にて東京電力株式会社（以下「東電」という。）における福島原子力発電所の原子力災害に係る職務に従事してきた。

【平成21年6月、7月の保安院における津波問題の認識】

○ 私は、平成21年6月24日頃開催された「第32回総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同WG」（以下「合同WG」という。）に、保安院・原子力発電安全審査課長として出席した。このとき、合同WGでは、福島第一原子力発電所5号機（以下「1F-5」という。他の号機も同様。）及び2F-4の耐震バックチェック中間報告書に対する評価作業が行われていた。その際、委員である岡村行信先生（以下「岡村先生」という。）から、貞観の地震・津波に関する指摘が出された時に、私は初めて貞観地震・津波の問題について認識するに至った。

私は、ほとんどの合同WGに出席していたので、第32回及び33回での合同WGにおける岡村先生と名倉繁樹審査官（以下「名倉審査官」という。）とのやり取りは大体把握していた。

○ 私は、このように、岡村先生の指摘で貞観津波のことを知ったが、波高が何メートルになるのかを岡村先生に尋ねたことはないし、部下にも波高を尋ねなかった。貞観地震・津波の知見はそれほど固まっているわけではない旨の報告を部下から受けていたこと、合同WGの瀬瀬主査等が岡村先生の指摘にやや疑問を呈していたことなどを踏まえ、貞観地震・津波については、まだ様々な知見が集積しつつある段階だと認識していた。だから、波高を誰にも尋ねなかったのかもしれない。

【取扱い厳重注意】

- 保安院は、平成21年7月21日に「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」を公表した。合同WGにおける岡村先生の意見を踏まえ、貞観地震・津波の問題を取り組まなければならない重要な問題と認識していたので、この報告書の中で、「研究機関等により869年貞観の地震に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、事業者が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜、当該調査研究に応じた適切な対応を取るべきと考える。」旨の一文を入れた。
- 1F-5及び2F-4の耐震バックチェック中間報告書には、地震随件事象に関する報告が含まれていなかったことから、1Fにおける貞観津波を踏まえた津波に対する安全性評価は、耐震バックチェックの最終報告書により報告されることとなっていた。そこで私は、かかる報告書が東電から提出されれば、その報告書の評価をきちんとやり、津波への対策についても評価すればよいと思っていた。東電には耐震バックチェックの最終報告書を早く提出するよう口頭で要請していたが、文書をもって提出を要請したことは、これまで一度もなかった。文書による要請をやろうと思えば可能であったが、そこまでは踏み込まなかった。
- 新しい知見の問題は、新潟県中越沖地震以降、私が一番力を入れた分野であったことから、平成21年5月頃から、新知見を反映する仕組み（以下「新知見検討会」という。）を作る作業に取り掛かり、平成22年4月頃に事業者及び独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）から新知見を報告してもらい、私が文部科学省に異動する前の同年6月か7月頃に新知見検討会を開催した。この新知見検討会は、事業者とJNESが知見を報告し合い、それが十分な知見なのかどうか等につき、最低年に1回、WGの場で専門家に議論してもらうことを目的として作った。基本的には年1回の開催だが、必要があればその都度開催していく方針であった。

私は、先ほどの貞観津波の問題を、この新知見検討会における議論に付したことはないし、付そうと思ったこともない。また、平成22年7月30日に文部科学省へ異動する際に、後任者である中村幸一郎審議官に、貞観津波を新知見検討会で報告するように引き継ぐこともしなかった。

【問】貞観津波の問題を新知見検討会での議論に付そうとしなかったのは、あなたが当時、貞観津波の問題を重要な問題と認識していなかったからではないか。

【答】なぜだか、自分でもよく分かりません。

- 私は、福島原発に関し、土木学会原子力土木委員会津波評価部会による「原子力発電所の津波評価技術」（以下「土木学会手法」という。）に基づく評価では、福島原発における津波の想定波高が5 m台であり、4 m盤に設置されている海水ポンプに水がかかってしまうことから、設計にあまり余裕がないという認識を持っていた。
- 先ほど話したとおり、平成21年6月から7月にかけての頃、合同WGにおける岡村委員の指摘がきっかけで、貞観地震・津波の話の名倉審査官等の部下と話をしたことがあったが、それ以降、福島原発における津波の話は部下や他の者としたことはなく、もんじゅや島根の活断層の問題等に注力していた。

【取扱い嚴重注意】

【平成21年8月、9月の東電と保安院の津波を巡るやり取り】

- 私は、平成21年8月28日頃及び同年9月7日頃に、小林勝耐震安全審査室長（以下「小林室長」という。）や名倉審査官が東電から福島地点における津波に関する説明を受けたことに関する報告を受けた記憶はない。

震災後、平成20年に東電が福島地点における津波の試算を行い、O.P.+1.0 mを超える計算結果を得ていたことが報道された際、小林室長か耐震安全室の誰かから、名倉審査官が、平成21年9月頃、東電から福島地点における想定波高がO.P.+8 mを超える旨の報告を受けていたということ聞いた。

もし、私が名倉審査官と同じ安全審査官という立場であり、東電から福島地点における津波の想定波高がO.P.+8 mを超えるということ聞いたならば、上司に報告してどう対応すべきか相談していたと思う。

【平成22年3月頃、1F-3プルサーマルと貞観津波】

- 佐藤福島県知事が、平成22年2月16日頃、1F-3でのプルサーマル実施につき、必要不可欠な3つの技術条件として、佐藤福島県知事が1F-3の①耐震安全性②高経年化対策③MOX燃料の健全性の確認を挙げた。
- 福島県知事がこの3条件を提示した時、耐震安全性に関し、保安院にどのようなことが求められるのかが大変気になった。仮に、1F-3の耐震安全性評価を行うことになれば、既に予定している他サイトの耐震バックチェック評価が遅れることになり、サイトの耐震安全性よりもプルサーマル実施を優先させることになることから、規制側（保安院）が推進側（資源エネルギー庁）に振り回されてはならないとして、1F-3の耐震安全性評価を実施することに反対していた。私も、寺坂信昭原子力安全・保安院長（当時）も、当時はこのような考えであった。
- しかしながら、その後、経産大臣の指示により、1Fの代表炉である1F-5の耐震バックチェックの中間評価は既に終えていたにもかかわらず、特別な取扱いとして、保安院が、1F-3の耐震バックチェック中間報告書の評価作業を実施することになった。

【平成22年3月の1F-3貞観津波に関するメール】

- 私は、平成22年3月19日頃に原子力発電安全審査課の内藤審査班長に「1F-3津波」と題するメールを送ったことは、資料1のメールが残っているので間違いはないと思うが、このメールを内藤になぜ送ったのかが思い出せない。
- 3月23日11時20分に、小林室長から名倉審査官に送られた「RE:1F3」のメール（資料1参照）には、小林室長が私との打ち合わせの中で、東電が津波堆積物の調査をしていることなどに加えて、「貞観の地震による津波は簡単な計算でも、敷地高は超える結果になっている。防潮堤を作るなどの対策が必要になると思う。」などと話した旨が記載されている。私は、この頃、小林室長から、このメールに書かれているとおり、東電が津波堆積物の調査をしていることや、貞観の地震による津波

【取扱い嚴重注意】

は、東電の簡単な試算でも、敷地高を超える計算結果が出ており、防潮堤を作るなどの対策が必要になると思うという話をされた。

私は、このような話を小林室長からされたので、1Fにおいて、防潮堤を作るなどの対策が必要になる程の敷地高を超える波高の試算結果が出ていることを知った。

【問】小林室長から前記のような話をされたことを受けて、貞観津波の問題を、新知見検討会における専門家の議論に付したか。

【答】付さなかったし、当時付そうとも思わなかった。

【問】小林室長から前記のような話をされたことを受けて、貞観津波の波高を、部下や有識者に尋ねたか。

【答】尋ねなかった。

私は、小林室長から先ほど述べたような話をされた時点においても、貞観津波に関する話は熟度が低いと考えており、貞観津波の問題に対する認識が甘かったのだと思う。平成21年に合同WGで岡村先生から指摘を受けたときとあまり認識は変わっていなかった。それほど（津波に関する）認識は高まっていなかったかもしれない。この段階でも、津波が大きくなるということは認識していても、定量的な認識ではなかった。津波堆積物調査をはじめとするいろんな調査をして評価をしつつある過程であり、貞観地震についての調査はそんなに進んでいないという認識であった。津波の認識が低かった。情報の受け止め方の感度がよくなかった。地震を巡る災害は多いのに対し、津波を巡る災害はそれほど多くなく、波高を聞こうという感度を持ち合わせていなかった。

【平成23年8月24日の記者会見】

東電が平成20年に福島地点における津波の試算を行い、O.P.+10mを超える結果を得ていた報道を受け、私は平成23年8月24日に記者会見を行った。

【問】「2009年9月頃、東電から津波6m超えると口頭で説明を聞いていた。」と話しているが、「東電から約8mの水位となる旨、資料を用いて説明を受けた。」というのが真実か。

【答】然り。

【問】また、「2009年9月の東電からの説明の際に、資料等はもらっていない。」と言いつつ、「資料等ももらったかどうか記憶がないだけで、資料等ももらった可能性も十分にある。」というのが真実か。

【答】然り。

【問】平成23年3月7日に東電が自主的に説明に来たという説明は誤りか。

【答】誤りである。小林室長から会見後に聞いて誤りだと分かった。名倉審査官の求めに応じて、東電が説明に来たというのが真実である。

以上

名倉繁樹

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2010年3月23日火曜日 11:20
宛先: [REDACTED]
CC: [REDACTED]
件名: RE: 1F3津波
添付ファイル: ecblank.gif

名倉さん <<<副室長小林

別件で、森山審議官との打合せがあったので、本件、掻い摘んで知らせておきました。

「津波堆積物の調査結果を踏まえ、近々シミュレーション解析結果が出ると思うが、貞観の地震による津波は簡単な計算でも、敷地高は超える結果になっている。防潮堤を作るなどの対策が必要になると思う。シミュレーション解析結果が出たら相談させていただく。」とだけ報告してあります。

----- 転送者: [REDACTED] 転送日: 2010/03/23 11:11 -----

送信元:
内藤浩行 <[REDACTED]>

宛先:
<[REDACTED]>

Cc:
<[REDACTED]>

日付:
2010/03/19 14:19

件名:
RE: 1F3津波

森山審議官 ← 内藤@審査課 拝

小林室長、野中さん、大浅田さん、名倉さんが、本日出張なのでSS評価でどのような状況なのか確認できていません。
御田さんは、「S2評価で上昇では大丈夫だが、引き波では一定期間ポンプを止める必要がある」の情報しか持っていないとのこと。

来週、名倉さんに確認します。

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]
Sent: Friday, March 19, 2010 1:55 PM
To: [REDACTED]
Subject: 1F3津波